

令和 年 月 日

保 護 者 様

東京都立王子特別支援学校長
久保井 礼

学校感染症による出席停止について

日ごろから本校の教育活動に御協力いただきありがとうございます。

感染症に罹患された場合は、学校保健安全法施行規則に基づき、医師の指示に従い、御家庭で療養してください。医師の登校許可が出ましたら『登校許可書』を記入して、学校に提出くださいますようお願いいたします。

なお、この期間は病気欠席とみなさず、学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童・生徒などが登校できない出席停止期間です。

『登校許可書』の記入につきましては、医療機関または医師の指示に従い保護者にて御記入くださいますようお願いいたします。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準については裏面を御確認ください。

キリトリ

『登校許可書』

東京都立王子特別支援学校長 様

学部 年 組 名 前

保護者名

印

・ 病名 ()

・ 出席停止期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

・ 医療機関所在地

・ 医療機関名及び医師名

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ（H5N1 及び新型インフルエンザ等を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了まで。
	麻しん（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	<u>他の感染症</u> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ※条件により出席停止となる感染症。

※ 通常、出席停止の処置は必要ないと考えられる感染症例（医師の指示による）

- ・アタマジラミ
- ・水いぼ
- ・伝染性膿痂疹（とびひ）